

平成 2 2 年 度 答 申 第 1 号

(平成 2 2 年 6 月 1 1 日)

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

答申 第 1 号

平成 22 年 6 月 11 日

宝塚市長 中 川 智 子 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

会長 平 松 毅

宝塚市情報公開条例第 15 条に基づく諮問について（答申）

平成 19 年 5 月から平成 21 年 5 月までの市議会議員の国民健康保険税の滞納に関する公文書一式の公開請求に対する情報存否応答拒否決定に係る異議申立てについて、当審査会は、慎重に審査した結果、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

実施機関が行った、平成19年5月から平成21年5月までの市議会議員の国民健康保険税の滞納に関する公文書一式（以下「本件文書」という。）について、その公開請求を存否を明らかにしないで拒否した決定（以下「本件決定」という。）を取り消して、不存在を理由とした非公開決定を行うことが妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が、宝塚市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づいて、本件文書の公開請求をしたのに対し、実施機関が本件決定をしたため、当該決定を取り消し、全部公開することを求めるものである。

3 異議申立ての理由

異議申立書等及び口頭により、申立人が主張する主な内容は、次のとおりである。

- (1) プライバシーに係る個人情報も絶対ではなく、公共性、公益性、社会的関心、知る権利から制限できるものである。市議会議員の個人情報が保護対象となると、権力に不都合な情報、不正・腐敗行為に関する情報が封殺されるおそれがある。市議会議員の個人情報は、常に社会の批判や監視を必要とし、市議会議員は選挙で選ばれた住民の代表という地位により、私生活、経歴などのプライバシーの権利の一部を放棄している。これがパブリックフィギア理論の通説である。
- (2) 存否応答拒否の規定は、平成17年の条例の改正で追加され、条例第9条の2に規定されている。その運用に当たっては、濫用されると非公開情報を拡大することとなるため、厳しく濫用を戒めているところであり、安易に適用してはならない。しかるに、本件決定では、合理的理由もなく、存否応答拒否の規定を適用しており、濫用に当たるものである。
- (3) 宝塚市の一般職員の地方税や公共料金の滞納状況については、市議会答弁において、何人という形で滞納が存在することが公開されている。その一方で、宝塚市議会議員（以下「議員」という。）の滞納状況

については、存否応答拒否により、その有無の情報ですら公開しないことに、合理的理由は認められない。

(4) 実施機関は、「平成19年5月から平成21年3月までの市議会議員の報酬差押えに関する公文書一式」に対する情報公開請求に対して部分公開を、本件文書に対しては、存否応答拒否決定をすることに合理的理由は認められないため、少なくとも本件文書の有無の情報を明らかにして、公開非公開の決定をすべきである。

(5) 前市長の地方税・公共料金の滞納問題などがあったことから、議員の個人情報については、公開の公益性が高いため、実施機関は公開すべきである。

4 実施機関の説明

実施機関の諮問書及び口頭による説明は、次のとおりである。

(1) 地方税法第22条において、「地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。」と規定されており、いわゆる税務職員は、地方公務員法第34条の守秘義務に加え、より重い守秘義務が課されている。

地方税法第22条中の「知り得た秘密」とは、税額や所得、資産の状況はもちろん、特定の個人が地方税を滞納しているか否かなどの情報も当然、条例第7条第1項第1号「個人に関する情報で、通常他人に知られたくないもの」に該当する。

本件情報公開請求に対して、滞納に関する公文書の有無を明らかにした場合、特定の期間において、議員のうち、1人以上に国民健康保険税の滞納があったか、または、1人も滞納がなかったことが明らかになるため、条例第9条の2に該当するものである。

(2) 一般的に、国民健康保険税などの租税の滞納については、滞納に至った段階で、滞納者に自主納付を促すなどのほか、滞納者の納付能力の判定や、滞納処分の執行のため、その財産の有無や権利関係、換価価値や換価の難易度を調査することがあり、また、滞納処分として財産を差し押さえるほか、交付要求や参加差押など、種々の方策を採る。

これら滞納に関する公文書の有無を明らかにした場合、市がいかなる時点で、具体的な滞納整理に着手するのかなど、市の徴収事務の手法が推測されるものである。

したがって、本件文書の情報の有無を明らかにすることは、徴収事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると考えられ、条例第7条第1項第6号に相当することにより、条例第9条の2に該当するものである。

- (3) 存否応答拒否については、情報公開請求の対象の公文書（以下「請求対象文書」という。）が存在しない場合は不存在と決定し、請求対象文書が存在するときは存否応答拒否と決定するのであれば、請求者に対して、非公開情報を公開することとなる。よって、請求対象文書の性質から判断し、存否応答拒否決定することが適当な公文書については、常に存否応答拒否決定することが必要である。

国民健康保険税などの地方税の滞納に関する公文書については、例えば、個人を特定していない請求に対して、請求対象文書が存在する場合、非公開決定を行ったとしても、順次、特定の個人名を記載して請求が繰り返し行われ、非公開又は文書不存在の決定を行うことにより、当初非公開とした個人が特定されてしまう結果が想定されることから、存否応答拒否とすることが適当であると判断している。よって、本件文書に対しては、その性質から、常に存否について応えるべきではないと考える。

5 審査会の判断

審査会は、申立人の主張及び実施機関の説明等を審査した結果、以下のとおりに判断する。

(1) 存否応答拒否決定について

情報公開制度においては、原則として、請求対象文書の存否を明らかにして公開非公開の決定をすることとなっているが、請求対象文書の有無を明らかにすると、保護される利益が害される場合があることから、当該原則の例外として条例第9条の2の規定が設けられている。具体的には、請求対象文書の有無を明らかにすることにより、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしな

いで、当該公開請求の応答を拒否することができる。

実施機関は、本件決定の理由として、本件文書の有無の情報が個人のプライバシーであり、地方税法第22条に規定する秘密に該当し、公開できないものであること、また、当該情報を公開すると、市の徴収事務の手法が推測されるため、徴収事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることを挙げているので、それについて検討する。

ア 地方税法第22条について

実施機関は、条例に定める情報公開請求に対する決定によって、滞納の有無が明らかになることは、地方税法第22条秘密漏えいの罪に該当すると主張しているので、具体的に検討する。

地方税法第22条に定める地方税に関する調査に関する事務に関して知り得た秘密とは、地方税に関する調査によって知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものをいうと解されている。

議員の国民健康保険税の滞納に関する情報の有無（以下「国保税滞納情報」という。）が、この秘密に該当するかについて検討すると、国保税滞納情報は、非公知の事項であることは認められるとしても、それは地方税に関する調査によって知り得た情報ではなく、加えて、特定の議員個人が指定されていないため、一般的に特定の議員個人の正当な権利や利益を害する情報とはいえず、実質的に秘密として保護するに価するものとは認められない。よって、地方税法第22条に規定する秘密を漏らしたことにはならない。

また、公開非公開の決定は、実施機関の組織としての意思表示であるため、秘密を漏らすという行為には当たらず、当該決定に関与した職員に対して地方税法第22条の守秘義務違反は問われないと考える。

したがって、地方税法第22条を根拠とする実施機関の主張は認められない。

イ 条例第7条第1項第6号の該当性について

(ア) 実施機関は、滞納手続は国税徴収法等の法令に書かれているので公知の事実であるが、そこに至る具体的な事務の方法まで書かれているわけではないため、滞納の有無の情報を明らかにすると、

市の徴収事務の手法が推測され、徴収事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

しかし、国民健康保険税に関して、単に滞納の有無の情報を明らかにしても、具体的な滞納整理の手法や方法、その進行状況について明かすことになるとはいえず、徴収事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

(イ) 実施機関は、議員の数が少ないので、本件文書の存否を明らかにすれば、順次、特定の個人名を記載して請求が繰り返し行われた場合、個人名が特定され得ることになると主張しているが、本件公開請求は、議員の国民健康保険税の滞納に関する公文書の公開を求めるものであり、特定の議員に係る請求ではなく、実施機関の主張には合理性が認められない。実施機関が主張するように、個人を特定した公開請求が、順次又は名指しで行われた場合は、個別にその存否を明らかにするかどうかも含めて判断すべきものとする。

(ウ) 以上から、本件文書の有無を明らかにすることは、非公開情報を公開することとならないため、条例第9条の2の規定を適用して、存否応答拒否とすべきではない。

(2) 本件文書について

申立人は、請求対象文書の全部を公開することを主張しているため、それについて検討する。

ア 国民健康保険税は、会社の健康保険など職域保険に対して、いわゆる地域保険として設けられているもので、主に、会社を退職した者や自営業者、年金生活者などが加入している。

宝塚市では、国民健康保険の加入脱退の事務や国民健康保険税の賦課事務（以下「国民健康保険課事務」という。）は、国民健康保険課が所掌しており、国民健康保険税の収納及び徴収の事務（以下「市税収納課事務」という。）は、市税収納課が所掌しているが、国民健康保険課及び市税収納課が事務を処理する際に、職員が特定の者の情報や関係する公文書を検索する場合、氏名や住所によって行う仕組みとなっており、職業情報によって検索することはできない。

イ 本件文書については、市税収納課が保有しているものと考えられるが、申立人が情報公開請求書に記載している「市議会議員」という職業情報でもって、特定の者に関する公文書を検索することは、上記アの仕組みが採用されているためできない。

当審査会は、実施機関に改めて確認及び調査したが、国民健康保険課及び市税収納課において、議員という職業の情報で、公文書を整理し、保管している状況は認められなかったため、本件文書を検索することはできなかった。

また、国民健康保険制度が、地域保険として設けられており、その主な加入者が、会社を退職した者や自営業者、年金生活者などであることから、職業情報によって公文書を整理し、保管しておく合理的理由も認められないので、実施機関が職業情報で検索できる公文書を作成しているとは考えられない。

ウ よって、国民健康保険課事務及び市税収納課事務においては、議員という職業情報により、公文書の検索することができず、また、議員という職業情報で作成した公文書も存しないため、本件文書は存在しない。

(3) 結論

以上の理由から、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考) 国民健康保険税の収納管理システムで保有する情報の一覧

個人コード、世帯コード、氏名(漢字、カナ)、住所、住所コード、郵便番号、電話番号、生年月日、性別、住民票異動情報、世帯情報、課税額、課税明細、督促手数料、延滞金、収納額、収納日、所得及び控除額、国保資格履歴、口座振替情報、還付情報、充当情報等

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職 等
荒 川 雅 行	関西学院大学法科大学院教授（刑法）
植 木 壽 子	弁護士（大阪弁護士会）
荏 原 明 則 （会長代理）	関西学院大学法科大学院教授（行政法）
平 松 毅 （会 長）	姫路独協大学法科大学院教授（憲法）
水 谷 恭 子	弁護士（兵庫県弁護士会）

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成 2 1 年 1 2 月 3 日	諮問
2	平成 2 2 年 2 月 1 5 日	異議申立人による陳述及び審査
3	平成 2 2 年 3 月 1 8 日	実施機関による非公開理由説明 及び審査
4	平成 2 2 年 4 月 1 5 日	審査
5	平成 2 2 年 5 月 1 2 日	審査
7	平成 2 2 年 6 月 1 1 日	答申